

北栄町長
松本昭夫 様

北栄町障がい者地域自立支援協議会
会長 中井 恭子

災害時における要援護者等の避難所体制整備等に係る提言について

平素より、障がい者施策の向上にご尽力いただき、感謝申し上げます。

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上り、さらに、2,000人以上とされる「災害関連死」の半数以上が避難中又は避難所で亡くなったといわれています。

本町においても、災害時に支援が必要となる障がい者や高齢者等(以下「要援護者等」)に対して、福祉避難所が設置されておりますが、災害直後は一般避難所で過ごさざるを得ず、また、福祉避難所の利用は身体障害者手帳1,2級所持者に限られる等の制限もあります。また、要援護者等の特定や避難方法については要援護者台帳の作成等により、その取組みが進みつつありますが、避難所における要援護者等に対する支援については、未だ十分な議論がなされておられません。

つきましては、本協議会及び障がい当事者団体等による避難所視察及び、意見交換を実施し、災害時において要援護者等が安全・安心して過ごせるための避難所の体制整備の提言書を別紙のとおりまとめましたので、予算措置等、その実施に向けた格別のご配慮をお願い申し上げます。

本提言をきっかけに、本町における障がい者等に対する防災体制の整備について、1つずつ検証、順次広がる取組みにつながりますよう切に願います。

[避難所視察及び意見交換会]

視察日時 平成25年8月29日(木) 13時30分～16時00分

視察場所 大栄体育館 (北栄町由良宿797)

参加者	町自立支援協議会委員	13名 (2名)	※()書きはアンケート回答のみの参加者です
	圏域自立支援協議会運営委員	5名 (一)	
	当事者関係団体	8名 (2名)	※意見交換会の要旨は別紙のとおりです。
	障がい者相談員	2名 (2名)	
	その他事務局等	5名 (一)	

計 33名

— 事務局 —

〒689-2292 北栄町由良宿423-1

北栄町役場福祉課内 松尾・但馬

電話 0858-37-5852

e-mail matsuo@e-hokuei.net

災害時における要援護者等の避難所体制整備等に係る提言書

1 避難所の施設整備

避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする、障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要援護者にとって、避難期間の長短を問わず、避難所の環境整備は重要な問題です。

北栄町地域防災計画が規定する要援護者等への配慮事項として、避難所のバリアフリー化が掲げられておりますので、以下の項目のバリアフリー化について、規模の大きな避難所から順次、点検・整備していただきますようお願いします。

段差の解消、スロープや手すりの設置、多目的トイレの設置、障がい者スペース等の確保 等

2 要援護者等に特化した物資・器材の確保

避難所においては、要援護者等の多様なニーズに配慮した物資・器材等を確保していただくことが必要です。以下の物資・器材の一定程度の備蓄を確保していただくとともに、その運搬方法についても事前対策を講じていただきますようお願いします。

また、物資・器材の確保のみならず、現在の備蓄倉庫の設置場所や、その容量について適切なものとなっているか否かも検証していただきますようお願いします。

仮設(多目的)トイレ、車椅子対応テント、簡易ベッド、車椅子、空気入れ、じょくそう防止マット、パーテーション非常灯、発電機・充電器等、聴覚障がい者用番組視聴環境 等

3 福祉用具、手話通訳等に係る支援協定

要援護者等の避難生活を支えるための、福祉用具等(ベッドや車いす等)の避難所への提供や、必要となる専門的な人材(手話通訳者や介護職員等)の応援派遣があれば、より安心・安全な避難所生活につながるようになります。

上記関係業者・団体等との支援協定の締結等について、検討していただきますようお願いします。

4 拠点的な福祉避難所の設置

現在、一般の指定避難所で避難生活が困難な要援護者等を受入れるため、町内6社会福祉施設が福祉避難所として指定されていますが、身体障害者手帳1,2級所持者に限られる等の要件や、各施設の対応者数等にも限界があるため、要支援者等の多くが活用できる状態ではありません。また、災害時に要援護者等が分散することなく、一定程度まとまって支援を受けることが、支援を受ける側、支援する側双方にとってメリットがあります。

については、災害の種類、または規模等に応じて開設される上記の社会福祉施設等による福祉避難所に加え、災害発生時から要援護者を受入れる拠点的な福祉避難所の設置について検討していただきますようお願いします。

5 その他

その他の事項として、①障がい別配慮事項の作成や職員研修(あいさポーター研修)等による障がい理解の啓発、②拠点的な福祉避難所の設置基準と運営方法の整備、③障がい者等の避難訓練の実施、④要援護者名簿への知的・精神障がい者の登載 の検討も併せてお願いします。